

2021年5月14日

各 位

定款一部変更に関するお知らせ

伊予銀行（頭取 三好賢治）は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本年6月29日開催予定の当行第118期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、相談役および顧問を廃止することに伴い、現行定款第22条に定める相談役および顧問に関する規定を削除し、以下の条数を繰り上げるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（注）下線 表示した箇所が変更部分を示します。

現行定款	変更案
<u>（相談役および顧問）</u> <u>第22条 取締役会は、その決議によって</u> <u>相談役、顧問を定めることができる。</u>	（削除） （以下、条数繰り上げ）
第23条～第36条（記載省略）	第22条～第35条（現行どおり）

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2021年6月29日（火）

定款変更の効力発生日 2021年6月29日（火）

以 上